

新規就農者等育成団体支援事業実施要領

平成20年3月31日
制定

改正	平成21年4月1日	平成21年8月10日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	令和5年11月21日	令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）に基づき実施する本道の農業・農村において新規就農者等農業の担い手の指導・育成、並びに地域農業・農村の振興を通じて担い手の育成に努めている団体等の活動を支援するために行う新規就農者等育成団体支援事業に係る公募方法及び事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、本道の農業・農村において、新規就農者、新規就農希望者、農業・農村体験希望者など本道農業の担い手の育成・指導、及び農業・農村への理解の醸成のための啓蒙・普及や受入活動などを広域的に行っている団体等、並びに農村女性の活動支援及び農村未婚青年の配偶者対策のための活動を広域的に行っている団体等の活動を支援するため、団体等が行う事業に要する経費について予算の範囲内で、その一部を助成するものとする。

(助成対象団体の要件)

第3条 本事業に応募できる助成対象団体は、代表者の定めがあって、営利を目的とせず本事業要領第2条に掲げる事業を行なう組織体とする。

(助成対象経費)

第4条 本事業による助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の構成員の資質向上及び情報交換のために開催する研修会、情報交換会等の開催に要する経費
- (2) その他本事業の趣旨に沿った事業を行なうのに必要な経費

(助成の内容)

第4条の2 前条で定める経費に対する助成は、その合計額の2分の1以内とし、助成額は原則20万円を限度とする。

(公募方法及び事業計画の選定)

第4条の3 第3条で定める応募者は、別記第1号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象団体として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- (1) 事業の趣旨との整合性
- (2) 事業内容の妥当性
- (3) 事業実施方法の妥当性
- (4) 事業遂行の効率性
- (5) 事業実施主体の適格性

(助成の申請)

第5条 前条第4項により助成対象団体として通知を受けた者は、別記第2号様式の助成申請書を理事長に提出するものとする。この場合、北海道全域を活動対象とする団体等にあつては、直接理事長に、北海道の一部地域を活動対象とする団体等にあつては、代表者が所在する市町村の地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）を経由して理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の助成申請書及び添付書類等の内容を審査して適当と認めるときは、別記第3号の助成決定通知書により、助成しようとする金額等を直接若しくは地域担い手センターを経由して助成申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 助成交付決定後、次に掲げる事業計画の変更を行おうとする場合は、予め別記第4号様式の変更申請書を直接若しくは地域担い手センターを経由して理事長に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 助成対象事業の中止または廃止

(2) 助成対象事業費の20パーセントを超える減

2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成対象団体は、事業が完了した場合は、速やかに別記第6号様式の事業完了報告書を理事長に提出するものとする。理事長は、事業完了報告書及び添付書類を確認のうえ、助成金額を確定して、直接若しくは地域センターを経由して助成申請者に通知するとともに、助成金を助成希望者が指定する団体名義の金融機関口座に払い込むものとする。

なお、必要に応じて助成金の概算払いを行うことができるものとし、概算払いを希望する助成申請者は、別記第5号様式の概算払申請書を助成申請書と併せて提出するものとする。この場合理事長は、概算払いを要する事由等を審査のうえ、必要と認めたときは助成金の概算払いを行うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 理事長は、助成申請者が虚偽の申請その他不正な行為を行った場合、若しくは第6条の交付決定に際し付した条件その他法令等に違反した場合、第6条で決定した助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は、第8条で交付した助成金の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月10日)

この要領は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月21日)

この要領は、令和5年11月21日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。